◆令和７年度男女共同参画基本プラン進捗状況評価表

【資料３－１】

「所管課評価」欄
下記評価区分（１２３４５）により評価してください。
１…目標の達成が不十分
２…目標の達成がやや不十分
３…相当程度は目標を達成
４…目標以上に達成
５…目標を大きく上回り達成

★基本目標Ⅰ　人権尊重と男女共同参画の視点に立った社会づくり

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R7所管課評価	令和７年度　取　組　内　容 （事業名、時期、内容、成果など）
1	Ⅰ	1	①	人権・男女共同参画に関する講座・講演会・学習会等の実施	関係機関と連携しながら講師選定・研修方法の検討を行い、参加しやすい内容の講座・講演会・学習会等を実施します。また、自宅等でも参加可能なオンラインセミナーを実施します。	男女共同参画センター	4	関係課、関係団体、男女共同参画市民活動グループと連携し、各種事業を実施した。（みらい笑顔塾、講演会、企業セミナー、合同研修会、出前講座等）。また自宅でも参加ができるようオンラインを活用した講演会も実施した。
						まちづくり課 人権室	3	隣保館運営事業として市民のニーズに合った各種教養講座を実施するとともに、男女共同参画の視点もふまえ研修内容の検討を行っている。 交流祭等を各館で実施し、人権講演会や人権に関する活動を展示。多くの参加者に対し人権について考えるきっかけの場となった。
						人権教育課	3	・地域における人権啓発のリーダー育成の機会として、課題別人権研修会を実施した。 ・西脇市人権教育協議会と連携し、市民じんけんセミナーを実施した。 ・「人権文化をすすめる市民運動」推進強調月間に、吉田恵里香さん（脚本家）などを招き講演会を実施(リアルタイム配信、オンライン配信の実施)
2	Ⅰ	1	①	啓発図書等の充実及び啓発資料・広報等の発行・配布	人権・男女共同参画に関する図書や啓発ＤＶＤ等の充実を図ります。また、隣保館広報、人権啓発資料等の発行など、幅広い情報提供を行います。	図書館	3	図書館に設置している「男女共同参画コーナー」の充実を図るため、図書の購入等を行った。また、男女共同参画センターと連携し、男女共同参画週間にＤＶＤ上映会を実施した。 【令和７年度購入数（男女共同参画関連）】 図書21冊（うち一般17冊、児童書４冊）、ＤＶＤ４枚
						男女共同参画センター	4	図書館と連携し、図書やＤＶＤの充実を図った。 また、セミナー実施時等、司書が作成した関連書籍の紹介パネルを用意するなど、学びを深める取組を図った。
						まちづくり課 人権室	3	毎年度人権に関する図書や児童文庫等を購入し、人権・男女共同参画に関する図書の充実を図っている。 人権や男女共同参画に関する課題を身近に感じていただけるよう、隣保館だよりを毎月(黒田庄隣保館は２ヶ月に１回)発行し、啓発に取り組んだ。また、市ホームページに隣保館だよりを掲載し、地区外の方にも閲覧いただけるよう啓発に努めた。
						人権教育課	3	・広報にしわきの「心のスケッチ」で人権に関するコラムを掲載した。 ・市内全戸に配付している人権啓発資料「じんけんパンフレットFlat（フラット）2025」において、女性の人権をはじめとする様々な人権課題についての記事を掲載し周知を図った。また、人権啓発資料をアーカイブ化し、ホームページ等で周知を図った。 ・人権に関する啓発ＤＶＤを２本購入し、住民学習等で活用した。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R7所管課評価	令和７年度　取　組　内　容 （事業名、時期、内容、成果など）
3	Ⅰ	1	①	男女共同参画に関する施策や制度の情報提供及び周知	男女共同参画や女性活躍推進に係る施策や制度、取組など広報等を通じて広く情報発信します。	男女共同参画センター	3	広報にしわきのみらいえコーナーでの啓発、毎月発行のみらいえイベントカレンダー裏面活用、ホームページ、Miraie公式フェイスブック・インスタグラム、市のＳＮＳ等で周知した。 ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（以下「ミモザ企業」という。）認定制度・認定企業について、ホームページ等で周知した。
4	Ⅰ	1	①	市民意識調査の実施	定期的に市民へのアンケート調査などを行い、現状把握とその結果を検証し、施策に反映します。	男女共同参画センター	4	第４次西脇市男女共同参画基本プラン策定に係る、市民意識調査を実施。プラン策定に反映する。 男女共同参画セミナー参加者や各種団体を対象にアンケートを実施。事業企画の参考としている。
5	Ⅰ	1	②	ＬＧＢＴ等の性的マイノリティ（性的少数者）への理解促進	関係機関と連携し、性の多様性を認識し、ＬＧＢＴ等の性的マイノリティ（性的少数者）に関する理解を深める学習機会の提供に努めます。	男女共同参画センター	2	教育委員会等と連携し、事業所を対象にＬＧＢＴ等をテーマとした研修を実施（１回） また、市内の高校生（２校）を対象に、ＬＧＢＴ等授業を実施した。
						人権教育課	3	・「人権文化をすすめる市民運動」推進強調月間に、西脇脇市人権教育協議会、男女共同参画センターと連携して、日高庸晴さん（宝塚大学看護学部教授）を招き、「性的マイノリティの人権課題と最近の動向について」と題した講演会を実施した。 ・総務課と連携し、日高庸晴さんを招き、性的マイノリティの人権課題について、市管理職を対象にした研修を行った。
6	Ⅰ	1	③	男女共同参画センターの充実・強化	男女共同参画の推進に向けた多様な講座の開催、相談業務等の事業の充実により、拠点施設である男女共同参画センターの機能の強化を図ります。	男女共同参画センター	4	男女共同参画センターにおいて、啓発セミナー、女性の就労・起業支援、相談業務等を実施。また、複合施設であることを生かし、図書館やこどもプラザと連携して啓発を行った。
7	Ⅰ	1	④	男女共同参画の視点からの表現ガイドラインの活用	情報発信時において、男女共同参画の視点が意識され、本来の目的が適切に伝わる内容となっているかなど、望ましい表現にするため、ガイドラインの活用を促進します。	男女共同参画センター	3	チラシや資料作成時には、ガイドラインに沿った内容で作成した。 インフォメーションにガイドラインを掲示し、庁内へ周知を図り、活用を促した。
8	Ⅰ	2	①	児童生徒への教育の推進	人権教育を通して児童生徒の男女平等観や多様な性への認識の育成に努めます。また、性別にとらわれない進路指導及び職業意識の醸成を図ります。	人権教育課	3	・人権教育年間指導計画の見直しと改善を行った。 ・人権教育資料「ほほえみ」「きらめき」の積極的な活用について、市内小中学校に働きかけた。
						学校教育課	3	学校において性別にとらわれない男女平等の教育を実施。道徳や特別活動、総合的な学習の時間等において、子どもたちが性別に対する思い込みや固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路選択や職業意識の醸成を図った。
						男女共同参画センター	2	市内の高校（２校）で、ＬＧＢＴ等授業を実施した。各学校に対して、関係課等と連携し、情報・資料の提供に努める。
9	Ⅰ	2	①	教職員・保護者の男女共同参画に関する研修の実施	男女共同参画意識の向上と性の多様性の理解促進に向けた研修・啓発の充実を図ります。	人権教育課	3	・ＰＴＡ人権講演会等の機会に研修・啓発が積極的に行われるよう、講師の情報提供や講師謝金の補助を行った。
						学校教育課	3	教職員研修やＰＴＡ研修会において、男女共同参画や性の多様性の理解促進に関する研修・啓発を実施した。
						男女共同参画センター	2	教職員・保護者に対する研修は実施できていないが、市内の高校（２校）で、ＬＧＢＴ等授業を実施した際に教職員も受講した。 各学校に対して、関係課等と連携し、情報・資料の提供に努める。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R7所管課評価	令和７年度　取　組　内　容 （事業名、時期、内容、成果など）
10	Ⅰ	3	①	妊娠・出産期における健康支援	妊産婦の心身の健康を守るために必要な日常生活のアドバイスを、助産師や保健師等が実施します。	はぴいくサポートセンター	3	妊婦や子育て中の女性を対象に、運動と交流を実践する健幸スマイルスタジオを実施し、孤立を防ぐともに、妊産婦の心と体の健康づくりに取り組んだ。また、妊娠８か月時の妊婦に対しては、安心して出産が迎えられるよう訪問を基本として面談を実施し、相談できる機会を持つとともに、産後は、新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問等において、産後の心身の変化等に対応するための助言を個別に実施した。
11	Ⅰ	3	①	女性の生涯にわたる健康についての支援	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点を持ち、女性のライフステージにおける心身の健康問題について、相談できる機会を提供します。 性感染症の予防や望まない妊娠を防ぐため、性に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	はぴいくサポートセンター	3	新生児訪問等において、産後の女性の心身の健康に関する相談を個別に対応した。 繋がるいのちの事業では、中学生に対して助産師による性教育を行い、望まない妊娠を予防するためにも正しい知識の普及を図った。
						学校教育課	3	学習指導要領等に則り、発達段階に応じて、関連する教科等で指導した。
12	Ⅰ	3	②	暴力根絶への広報	暴力は重大な人権侵害であることを周知するため、わかりやすく、読みやすい内容の資料の作成・配布、学習機会の提供を行います。	男女共同参画センター	3	ＤＶに関するパンフレットやカードを各所に配架（カードはトイレの個室に配架） 女性に対する暴力をなくす運動期間（毎年11月12日～25日）では、映画上映会及びパープルリボンツリー等で啓発を行った。 デートＤＶ防止出張授業（１高校）、アンガーマネージメント授業（１小学校）を実施し、デートＤＶの未然防止や怒りのコントロールについての学習機会の提供を行った。
						はぴいくサポートセンター	3	国のチラシや市のホームページ等を通じて、暴力が人権侵害であることや相談窓口等について、わかりやすく周知を行った。
						人権教育課	3	・いじめ、ＳＮＳ上での人権侵害、ハラスメント等について、啓発ＤＶＤを活用した研修会・学習会を行った。
						学校教育課	3	年度当初に、暴力行為等の問題行動に対する学校の対応について保護者宛文書を作成し、各家庭へ周知した。 生徒指導提要に則り、暴力行為等の未然防止の取組を行った。
13	Ⅰ	3	②	暴力根絶に向けた予防学習の取組	新型コロナウイルス感染症拡大に伴うＤＶや性暴力の増加・深刻化の懸念も踏まえ、学校や企業等を対象としたＤＶ防止に向けた取組や教育の充実を図ります。	男女共同参画センター	2	デートＤＶ防止出張授業（１高校）、アンガーマネージメント授業（１小学校）を実施し、デートＤＶ未然防止や怒りのコントロールについての学習機会の提供を行った。各学校や企業に対して、関係課等と連携し、情報・資料の提供に努める。
						学校教育課	3	学習指導要領等に則り、文科省及び県教委からの通知を踏まえたうえで、関連する教科等で指導した。
14	Ⅰ	3	②	犯罪が発生しにくい環境づくり	犯罪が発生しにくいまちづくりに向け、地域における防犯組織・団体や見守り隊（ハーティネス・メンバー）の活動支援を行います。	防災環境課	3	防犯活動資材の提供及びボランティア保険の加入などを行い、地域における見守り体制を支援 また、防犯関係団体及び多可町と連携し住民大会を実施した。
						青少年センター	3	活動に必要な用品や保険の加入について支援を行った。（ジャンバー、横断旗、帽子等）

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R7所管課評価	令和７年度　取　組　内　容 （事業名、時期、内容、成果など）
15	Ⅰ	3	③	ハラスメント防止対策の推進	職場や地域等でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を防止するとともに、関係機関と連携し、研修会・講習会の開催に努めます。	男女共同参画センター	3	関係機関と連携し、事業所の人事担当者等を対象に、職場環境整備をテーマとしたセミナーを実施し、ハラスメントのない職場づくりに向けて啓発を行った。
						人権教育課	3	・西脇公共職業安定所、北播磨雇用開発協会、西脇市人権教育協議会、男女共同参画センターと連携し、企業の経営者、人事・総務担当者等を対象に、ビジネスと人権に関する研修会を開催した。 ・市(人事担当)と連携し、市管理職を対象にした研修を実施するとともに、庁内人権教育推進員により各職場における研修を実施した。
						商工観光課	3	これまでに引き続き、関係機関で作成した関連資料を西脇市新規立地企業協議会会員企業に配布し、情報提供を行った。
						学校教育課	3	セクハラ、パワハラ等の防止及び啓発を校長会で周知し、防止に向けた取組の充実を指導した。 ハラスメント相談窓口の設置と県教育委員会の資料を活用した教職員研修を各校で実施した。
						総務課	3	・人事管理事業として、総務課内に相談窓口を設置 ・自己申告書内に調査項目を設ける。 ・ハラスメント研修の実施 ・ハラスメントアンケートの実施
16	Ⅰ	3	④	ひとり親家庭の自立への支援	ひとり親家庭が抱える問題解決のため、母子・父子自立支援員、家庭児童相談員による相談体制を充実します。	はぴいくサポートセンター	3	公共職業安定所と就労支援事業に関する協定を締結し、母子、父子、寡婦で未就労等の方に対し、就労支援計画に基づき支援を行った。また、必要に応じて、看護師等の資格取得に向けての制度案内を行うなど、自立に向けた支援を行った。 また、年１回ハローワーク臨時相談窓口をオリナスで実施されるにあたり、周知を行っている。
17	Ⅰ	3	④	在住外国人の自立への支援	性別による生きづらさを感じている在住外国人が、地域の一員として安心して生活できるよう、必要な情報提供や支援等を行います。	関係各課	2	【男女共同参画センター】 関係部署や団体と連携し、どのような支援ができるか検討する。

★基本目標Ⅱ　女性が活躍できる社会の実現と男性の家庭生活への参画促進

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R7所管課評価	令和７年度　取　組　内　容 （事業名、時期、内容、成果など）
18	Ⅱ	1	①	就労に向けての相談やセミナー等の開催	女性の就労を支援するための相談窓口の充実やセミナー等を実施します。	男女共同参画センター	4	男女共同参画センターにおいて、社会保険労務士による女性のためのお仕事相談（月１回）、ハローワーク西脇職員による就労相談（月１回）を実施。また、働き方や社会保障についてのセミナーなどを開催した。 新たな取組として、若年女性や子育て中の方が、本市に居住しながら自分らしく活躍できるよう、都市部の企業に在宅ワークで勤めることが可能となるデジタルマーケティングスキルを習得するセミナーを実施した。
19	Ⅱ	1	①	再チャレンジ支援	出産や育児、介護などで就労を中断し、再び就職や起業などにチャレンジしたいと考えている人へ、ハローワークや関係機関と連携し、再チャレンジに関する情報提供を行います。 社会保険労務士による女性のための就労相談を実施します。	男女共同参画センター	4	男女共同参画センターにおいて、社会保険労務士による女性のためのお仕事相談（月１回）、ハローワーク西脇職員による就労相談（月１回）、女性起業アドバイザーによる起業相談（隔月１回）を実施。女性の就労や起業に関する悩みに対し、エンパワーメントにつながるよう留意しながら多様なアドバイス、情報提供をおこなった。
						商工観光課	3	北はりま職業訓練センターの職業訓練事業を支援し、再就職支援、雇用の促進・安定に努めた。
20	Ⅱ	1	①	起業に向けての支援	起業に関するセミナーや相談、イベントなど、関係機関等と連携し、起業に向けての支援の充実を図ります。	男女共同参画センター	4	起業支援セミナー「起業カフェ@みらいえ」を計３回開催。地元の女性起業アドバイザーや先輩起業者を講師に迎え、起業するための基礎から起業を具現化できる内容で講義を実施した。 チャレンジショップ（起業体験）を開催。出店ブースを構えサービスの提供や商品を販売。事業のＰＲ及びお客様の反応を見る機会となった。また、女性起業アドバイザーによる起業相談（隔月１回）や起業女性の交流会を実施した。 デジタルマーケティングセミナーを開催し、パソコンを使って商品やサービスをＰＲする専門的スキル習得の支援をした。
						商工観光課	4	関連情報について、パンフレット等を市役所に配架し、情報提供を行った。また、西脇商工会議所主催の「にしわき創業塾」との連携や関連補助金の活用に向けた事務支援を行うとともに、市の「起業・第二創業促進支援事業」による支援（７件。うち女性起業者２件）を行った。
21	Ⅱ	1	①	就業継続に向けた人材育成	仕事又は家庭（子育てや介護等）の二者択一ではなく、働き続ける意思をもつ人材の育成を図ります。	男女共同参画センター	3	社会労務士による社会保険セミナーで、社会保障について触れ、働き続けることについて考える機会を提供した。 また、女性のためのお仕事相談では、就労を継続できるよう、相談員が制度活用等のアドバイスを行った。
						商工観光課	1	実施していない。 ⇒関係機関と連携し、必要に応じて今後実施していく。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R7所管課評価	令和７年度　取　組　内　容 （事業名、時期、内容、成果など）
22	Ⅱ	1	②	能力発揮の推進と学習機会の拡大	職場や家庭・地域などあらゆる場面において、女性が持つ能力や個性を十分に発揮できるよう、女性の活躍を推進します。 各種分野で活躍できる人材を育成するため、女性セミナー等、学習機会を拡大します。	男女共同参画センター 関係各課	3	令和４年度から、にしわき女性リーダー養成講座を開催。令和７年度は、各回様々な社会課題をテーマに講座を設け、知識やスキルを深めた。 受講生の中には、市の審議会委員等に参画している女性もいる。 また、女性が能力を発揮できる職場環境整備の呼びかけや、ミモザ企業認定制度の周知、啓発を行った。（２社）
23	Ⅱ	1	③	女性の総合相談窓口の整備・充実	女性の様々な悩みについて相談できる窓口の整備・充実を図ります。	男女共同参画センター	4	男女共同参画センターにおいて、月１回、女性の人権擁護委員が「女性のなんでも相談」を実施。関係機関と連携し、女性の悩み解決のサポートを行った。 就労関係の相談は、月１回の社会保険労務士による「女性のためのお仕事相談」、ハローワーク「出張就労相談」で対応。女性起業アドバイザーによる起業相談（隔月１回）も実施した。
24	Ⅱ	1	③	各種相談窓口の充実と連携	自立支援が必要な方への相談対応とエンパワーメントにつなげていくため、各種相談窓口の充実と連携を図り、効率的な支援体制を構築します。	関係各課	3	【男女共同参画センター】 男女共同参画センターにおいて、就労・起業相談窓口を開設。複合施設内にあることで利便性も高く、子どもを連れて相談できるなど、女性が利用しやすい環境で実施している。また。必要に応じて他の窓口を案内する等、連携を取りながら実施している。
25	Ⅱ	2	①	男性に対する男女共同参画意識の向上のための啓発	男性の家事・子育て・介護等への参画を推進するための講座の実施や交流の場の提供に努めます。また、啓発資料等により、男女共同参画の意識向上を図ります。	男女共同参画センター	3	市民活動グループ「西脇パパサークルＪＡＯ」と連携し、親子参加型イベントを開催。遊びを通して子どもと関わる事業を展開し、男性の家事育児への参画促進を図った。 また、男性の家事参画推進のため「ごはんづくり講座」を実施した。
						人権教育課	3	人権啓発資料「じんけんパンフレットFlat（フラット）2025」において、職場におけるジェンダー平等に関する記事を掲載し、性別にとらわれない働き方について理解を深める機会を提供した。また、人権啓発資料をアーカイブ化し、ホームページ等で周知を図った。
26	Ⅱ	2	②	男性の働き方改革の推進	長時間労働の抑制や年次有給休暇等の取得促進など、男性の働き方改革を推進するため、関係機関と連携し、意識啓発を図ります。	男女共同参画センター	3	関係機関と連携し、事業所の人事担当者等を対象に、職場環境整備をテーマとしたセミナーを実施した。
						商工観光課	3	ハローワークから提供される年休取得促進のチラシを窓口に配架した。 これまでに引き続き、新規立地企業協議会会員企業に対する情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、育児等休業に対する支援制度の情報提供を行った。
27	Ⅱ	3	①	ワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等による推進	市民に対し、ワーク・ライフ・バランスや男性中心型労働慣行の見直しの推進に向けた冊子の発行やセミナー等を実施します。	男女共同参画センター	2	ひょうご仕事と生活センターが発行するワーク・ライフ・バランスに関する冊子等を配架した。 独自の冊子発行やセミナーの実施を検討したい。
						商工観光課	1	実施していない。
28	Ⅱ	3	②	企業・事業所等への各種情報提供	育児休業や介護休業、時差出勤制度など、多様で柔軟な働き方について、企業・事業主等への情報提供に努めます。 短時間労働制や在宅勤務など、就労を支援する制度について、情報提供に努めます。	商工観光課	3	これまでに引き続き、関係機関で作成する関連資料を西脇市新規立地企業協議会会員企業に配布し、情報提供を行った。
						男女共同参画センター	3	「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度の周知・啓発・支援

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R7所管課評価	令和７年度　取　組　内　容 （事業名、時期、内容、成果など）
29	Ⅱ	3	②	企業・事業所等へのワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等による啓発	子育てや介護等と仕事の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスについて、セミナー等により啓発を行います。	男女共同参画センター	3	関係機関と連携し、事業所の人事担当者等を対象に、（ワーク・ライフ・バランス等の）職場環境整備をテーマとしたセミナーを実施した。
						商工観光課	3	関係機関と連携し啓発した。
						人権教育課	3	・西脇公共職業安定所、北播磨雇用開発協会、西脇市人権教育協議会、男女共同参画センターと連携し、企業の経営者、人事・総務担当者等を対象に、社会保険労務士の藤原都子さんを講師に招き、ビジネスと人権に関する研修会を開催した。 ・人権啓発資料「じんけんパンフレットFlat（フラット）2026」（令和８年４月全戸配付予定）において、ワークライフバランスと人権についての記事を掲載した。
30	Ⅱ	4	①	子育て相談業務の実施	民生委員・児童委員や主任児童委員と連携し、家庭児童相談や乳児相談等の充実を図ります。	はぴいくサポートセンター	3	家庭での子どもの養育上の悩みや虐待問題等について、主任児童委員等と随時情報共有を行うとともに定期的に連絡会を開催し、効果的に相談業務を行った。 児童と乳幼児のふれあい交流事業において、民生委員・児童委員や主任児童委員の参加・協力を得て、地域での相談支援の充実を図った。
						こどもプラザ	3	【プレイサポーター（臨床心理士）、子育てコンシェルジュによる相談】 プレイサポーター相談：年間47回、 104人、子育てコンシェルジュによる相談： 192人 内容：子育て中の保護者の相談及び児童の相談を受ける。また、内容により、関係課、関係機関へつなぐ。 成果：相談支援を通じて、子どもの発達特性（言語、運動、対人関係など）や、不登校、こども同士のトラブルをはじめとする子育てに関する保護者の相談に対し、課題を整理しながら家庭で取り組める具体的な目標を設定し、個々の状況に応じて丁寧に関わることで、前向きに子育てに向き合えるようになった。
31	Ⅱ	4	①	子育て教室の実施、子育て情報誌の発行・配布	食育や心身の健康について学ぶ子育て教室を実施します。 子育てボランティアの紹介や小児医療情報など子育て情報誌を発行し、様々な情報提供を行います。	こどもプラザ	3	【西脇おやこ交流教室】 西脇市内在住の、未就学の親子の教室　73組（こども 100人）登録 内容：市内在住の未就学の子どもと保護者を対象にした教室で、子育てに係る様々な学びをする。（親子ふれあい遊び、臨床心理士による講話、リトミック、童謡、命の学習、親子クッキング、体ほぐし、体育あそび、伝承遊び、工場見学、収穫体験等） 成果：教室生の保護者が、子育てに関する知識を習得しながら、教室を通じてつながった仲間とともに子育てを楽しむ時間の充実が図られた。また、保護者によるママコーラスが、イベントにおける発表の機会を得るなど、活動の場の広がりが見られた。 【子育て新聞「ことのは」の発行】 毎月１回： 900部×12か月＝10,800部発行、市のライン、ホームページ、西脇市子育て応援アプリに掲載 内容：こどもプラザの実施する事業や教室の案内、つどい事業、広場事業の案内、イベントの案内、はぴいくサポートセンターからの手当等の案内、図書館だより、健幸都市推進課からのお知らせ、小児医療を守る会からの「スタママ通信」等を掲載する。 成果：子育てに関する情報を毎月、発行することにより、保護者への周知を図るとともに、事業及びイベントへの関心を高め、参加家庭の増加につなげることができた。また、子育てに係る情報及び知識の提供を通じて、保護者の理解促進を図ることができた。
						健幸都市推進課	3	未就園児と保護者が集まる子育てサークル対象に、こどもプラザ及び食生活改善推進員（いずみ会）と連携して交流料理教室を実施。また、こどもプラザやこども園と連携し試食提供ならびに早寝早起き朝ごはん等の啓発を行う食育推進事業を実施。 毎月一回発行される子育て新聞「ことのは」に、町ぐるみ健診での託児やレディースデーの案内、子宮頸がん及び乳がん検診の啓発記事を掲載した。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R7所管課評価	令和７年度　取　組　内　容 （事業名、時期、内容、成果など）
32	Ⅱ	4	①	ファミリー・サポート・センター事業の実施	一時的に子育ての支援を受けたい方を対象に子育て支援サービスを実施します。	はぴいくサポートセンター	3	シルバー人材センターに委託。仕事や出産等家庭の事情により一時的に育児の支援を受けたい保護者に対し、子どもの世話をすることで、仕事と子育ての両立を支援するなど子育てしやすい環境づくりに取り組むことができた。 ＷＥＢによる登録申請手続を開始するなど、利用者の利便性向上にも取り組んだ。
33	Ⅱ	4	①	多様な保育事業等の実施	保護者の就労などに対応した乳幼児や障害のある子どもの一時預かり保育・休日保育や病児保育等の充実を図ります。	幼保連携課	3	認定こども園補助事業として、一時預かり事業、延長保育事業等への助成を実施するとともに、病児保育事業（体調不良児対応型）の実施園を拡充し、保護者の就労と子育ての両立支援の充実に努めた。
						社会福祉課	3	障害児学童保育事業 北はりま特別支援学校に就学し、下校後等家庭において監護する者がいない障害のある子どもの下校後等における活動の場の確保及び保護者の就労支援を目的として実施 令和７年度　利用者10人
34	Ⅱ	4	①	放課後児童クラブの充実	労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊びの場を確保する、放課後児童クラブの充実を図ります。	学校教育課	3	運営の充実を図るため、支援員の確保及び環境整備を行なった。 利用者の増加に伴い、施設の拡張（部屋数の増設）を実施した。
35	Ⅱ	4	①	児童館など子どもの遊び場の充実	自主性、社会性、生活技術を育む児童館や異年齢児や親子が安心して過ごせる遊び場の充実を図ります。	こどもプラザ	4	【児童館事業】 こどもプラザ年間利用者数：55,903人（児童館としてのみ） 内容：様々な体験を通して、児童の健全な育成を図る。こどもの安全・安心な居場所づくり。定期的な事業（おりがみ遊び、体操、工作、記念日のプレゼント作り）、季節ごとのイベント、ソーイング教室、クッキング教室、館外体験、施設見学等を実施する。 成果：児童館の環境を整え、安全・安心な居場所づくりに努めた。また、様々な事業や教室を実施し、子どもたちの生活技術の向上に取り組んだ。キッズ・ジュニアサポーター(小学生20人・中学生1人・高校生16人の計37人が登録)が積極的に意見を出し合い、こどもプラザのイベント支援やブース出店をするなど、子どもたちの意見反映と社会参画の機会を得ることができた。
36	Ⅱ	5	①	障害のある人、高齢者等の介護についての相談業務の実施	民生委員・児童委員や在宅介護支援センター等関係機関と連携し、介護相談や認知症に関する相談等の充実を図ります。 地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター等の相談窓口の周知を図ります。	社会福祉課	3	障害者基幹相談支援センター及び障害者相談支援センター、社会福祉課等で障害のある人の相談に対応している。関係機関や関係各課との連携、ネットワーク構築等相談支援体制の強化に向けて取り組んでいる。 令和７年度　相談実人数 655人（委託相談支援センター： 464人、市： 191人）
						長寿福祉課	3	・地域包括支援センターを中心に、在宅介護支援センターや地域の民生委員児童委員と連携し、高齢者の介護相談や認知症に関する相談を実施。また、令和７年度から開始した金融包括プロジェクトにより、金融機関を含め関係機関との連携を図った。 ・広報やホームページを通じて地域包括支援センター等の相談窓口を周知した。
37	Ⅱ	5	①	介護保険制度、高齢者福祉サービス及び介護予防事業に関する情報提供・利用の啓発	介護保険サービスや介護保険以外の高齢者福祉サービスに関する情報提供を行い、適切なサービス利用により、介護負担の軽減を図ります。 要支援・要介護状態になるおそれの高い対象者を早期に把握し、介護予防の取組を支援します。地域での介護予防活動を支援し、介護予防に関する情報提供を行います。	長寿福祉課	3	・いきいきサロン・出前講座を活用し、介護保険制度やフレイル予防の周知、介護サービスの適正な利用への啓発を実施した。 ・令和７年度から開始したごみ出しサポート事業の実施により介護負担の軽減を図った。
						健幸都市推進課	3	地域で実施するいきいきサロンやおりひめ体操自主グループの育成や活動支援、情報提供を行い介護予防に取り組んでいる。日々の活動の中で把握した情報等により介護予防の活動に接続している。また、「通いの場」マップを作成し情報発信にも取り組んだ。
38	Ⅱ	5	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法に基づくサービスに関する情報提供・利用の啓発	障害福祉サービスや障害のある子どもを対象としたサービス、その他事業に関する情報提供を行い、適切なサービス利用を促進することで介護負担の軽減を図ります。	社会福祉課	3	障害者基幹相談支援センター及び障害者相談支援センター、計画相談事業所、社会福祉課等で障害福祉サービス等の情報提供及び調整を行っている。 また、「障害福祉のしおり」を毎年更新し、新規手帳交付者等に情報提供、利用の啓発に取組んでいる。

★基本目標Ⅲ　社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R7所管課評価	令和７年度　取　組　内　容 （事業名、時期、内容、成果など）
39	Ⅲ	1	①	全ての審議会等への女性委員の登用	審議会等への女性委員の積極的な登用を推進するとともに、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。 委員の選出規定や選出方法の見直しなどについて、審議会等の所管課に対する働き掛けを積極的に行い、全庁的な取組として、審議会等における女性委員の割合40%以上60%未満を目指します。	男女共同参画センター	4	審議会等委員選任の際の伺書に合議。女性委員の割合目標40%を達成していない担当課に対して、取組状況について聞き取り調査をし、達成に向けた支援を行っている。 【法律・条例に基づく委員会等での女性登用状況】令和８年４月１日現在 ○法律に基づくもの（組織数６）　30%以上達成：４／６（66.7%）　40%以上達成：４／６（66.7%） ○条例等に基づくもの（組織数36）　30%以上達成：31／36（86.1%）　40%以上達成：28／36（77.8%） ●全体での女性委員の登用率　38.2% 【法律・条例に基づく委員会等での女性登用状況】令和７年４月１日現在 ○法律に基づくもの（組織数６）　30%以上達成：４／６（66.7%）　40%以上達成：３／６（50.0%） ○条例等に基づくもの（組織数36）　30%以上達成：29／36（80.6%）　40%以上達成：26／36（72.2%） ●全体での女性委員の登用率　35.9%
40	Ⅲ	1	②	事業所・各種団体等における女性管理職への登用促進	女性の意見が反映されるよう、管理職への女性の登用や性別にこだわらない人員配置、また採用等に向けた取組について関係機関と連携し、事業所・各種団体等に働き掛けます。	男女共同参画センター	3	関係機関と連携し、事業所等に対してミモザ企業認定取得を促すとともに、女性の管理職への登用や性別にこだわらない人員配置の提案を行った。
						商工観光課	3	新規立地企業協議会会員企業に情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度」の情報提供を行った。
41	Ⅲ	1	②	事業所・各種団体等における方針決定の場への女性の参画促進	関係機関と連携し、事業所に対して講座や研修などを通じて、方針決定の場への女性の参画などの啓発や先進事例の紹介を行い、事業所でのポジティブ・アクションの促進を図ります。	男女共同参画センター 関係各課	2	関係機関と連携し、ミモザ企業制度の周知・啓発、事業所における女性活躍推進への啓発を行った。
						商工観光課	1	実施していないが、ミモザ企業制度の周知に協力した。 ⇒関係機関と連携し、必要に応じて今後実施していく。
42	Ⅲ	2	①	男女が共に担う家事・子育て・介護等の促進	家事・子育て・介護等、男女が協力し共に責任を果たせるよう、学習機会の提供を行います。	男女共同参画センター 関係各課	3	市民活動グループ「もっとすてきに“パートナー”委員会」や「西脇パパサークルＪＡＯ」等と連携し、親子参加型のイベントを開催。男性の家事育児への参画促進等を図った。 また、男性の家事参画推進のため「ごはんづくり講座」を実施した。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R7所管課評価	令和７年度　取　組　内　容 （事業名、時期、内容、成果など）
43	Ⅲ	2	①	育児休業・介護休業に関する情報提供	男女の育児・介護休業等の取得に向け、事業所等への情報提供に努めます。	商工観光課	3	子育て支援の担当課とも連携し、関連事業・セミナー等での情報提供を必要に応じて行うこととしている。また関連資料を西脇市新規立地企業協議会会員企業に配布し、情報提供を行っている。
44	Ⅲ	3	①	自治会等への女性役員の選出に向けた取組	自治会等への女性役員の選出に向け、区長会や地域活動組織等へ働き掛けます。	男女共同参画センター	3	自治会に対して女性活躍に関するアンケートを実施し、女性参画の状況を把握。区長会で現状を報告し、意識醸成を図った。
						まちづくり課	3	各自治会では少子高齢化の進行等により、役員のなり手不足等の課題が顕著になる中、女性役員の登用について進みにくい状況であるが、地域自治協議会や地区まちづくり協議会等の地域活動組織においては女性役員の登用が進んでいる。 男女共同参画センターと連携し、各地区区長会長会等で女性役員の登用を推進するよう依頼するとともに、全区長を対象にまちづくりフォーラムを案内し、性別や世代に関係なく多くの人が主体的にまちづくりに関わるよう機運醸成を図った。
45	Ⅲ	3	②	男女共同参画に関する自主活動グループの育成・支援	男女共同参画の推進等に取り組む活動団体の育成を進めるとともに、情報提供や団体間の交流促進・ネットワーク化を図り、その活動を支援します。	男女共同参画センター 関係各課	3	市民活動グループの活動支援を行うとともに、男女共同参画に関するイベントやセミナー情報を提供し、参加を呼びかけた。
46	Ⅲ	3	②	子育てグループへの支援	子育て中の保護者の情報交換や、悩み相談のための自助グループへの支援を行います。	こどもプラザ	3	【地区マミィの活動】 17回　263人 内容：地区マミィ(住んでいる地域での親子グループ）の活動を支援 成果と今後の見通し：６つの地区マミィがあるが、こどもの就園率の上昇や出生数の減少に伴い、地域における保護者同士の活動や集まりは、減少傾向にある。しかしその一方で、一部のグループでは、定期的に活動を継続しながら親睦を深め、こども園との交流や独自の取り組みを行うなど、活発な活動が維持されている。 【サークルみっけ】‥14組 保護者同士の交流と情報交換、研修、イベント出店等：９回50人 内容：育てにくい子どもや、発達に遅れのある子どもの保護者サークルを支援することで、保護者の子育てに係る不安を軽減する。 成果：保護者を対象に医師との座談会を実施した。保護者が日頃抱える不安や、今後必要とする情報を把握することができた。また、医師との信頼関係の構築が進み、安心して子育てに臨む意識の醸成につながったほか、将来への不安を相談できる環境が整ったことで、保護者が心強さを感じられるようになった。加えて、保護者の学習意欲の向上も見られた。
47	Ⅲ	4	①	事業所等への研修会の実施	関係機関との連携を図り、研修会等を実施します。	商工観光課	1	【商工観光課】 実施していないが、セミナーの周知に協力した。 ⇒関係機関と連携し、必要に応じて今後実施していく。
48	Ⅲ	4	①	就業継続可能な職場づくり	女性も男性も働きたい人全てが、仕事と家庭（子育て・介護等）との二者択一を迫られることなく、働き続けることができるよう、就業継続可能な職場づくりの取組について、啓発します。	商工観光課	3	関係機関で作成する関連資料を西脇市新規立地企業協議会会員企業に配布し、情報提供を行った。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R7所管課評価	令和７年度　取　組　内　容 （事業名、時期、内容、成果など）
49	Ⅲ	4	①	事業所等への各種情報提供	男女平等の視点に立った雇用環境の整備を図るため、男女雇用機会均等法やパートタイム・有期雇用労働法等について事業所等への情報提供に努めます。	商工観光課	3	これまでに引き続き、新規立地企業協議会会員企業に情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、支援制度等の情報提供を行った。
						人権教育課	3	人権啓発資料「じんけんパンフレットFlat（フラット）2026」において、ジェンダー平等に向けた地域の取組について、野村地区人権教育協議会の取組の記事を掲載した。
50	Ⅲ	4	②	農業分野における女性の活動支援	農業分野における女性の起業支援、農業委員会委員への女性の登用を促進します。	農林振興課	3	【農業インターンシップ支援事業】 ・時期：令和７年度 ・内容：農業の担い手確保に向けて、将来的に就農を希望する者又は農業に興味のある若者に対して農業体験を実施 ・成果：市内イチゴ農家での農業体験に女性２名が参加
51	Ⅲ	4	②	自営業等の女性経営者の活動支援	自営業等の女性経営者の活動支援やネットワークづくりなど、女性活躍の促進に取り組みます。	商工観光課	2	実施していないが、起業カフェ等に参加した。 ⇒関係機関と連携し、必要に応じて今後実施していく。
						男女共同参画センター	3	起業支援セミナーや起業イベントを開催し、自営業等の女性経営者（起業家）の学びと交流の場を提供した。
52	Ⅲ	5	①	管理職・学年主任等への女性の登用促進	学校現場での男女共同参画意識の向上を図り、女性の教職員の管理職・学年主任等への登用を促進します。	学校教育課	1	管理職登用に際し、小中学校24人の管理職のうち、女性が７人（校長３人、教頭４人）と、女性割合の目標に至っていない。
53	Ⅲ	5	①	学校運営等の方針決定の場における男女共同参画の推進	小・中学校の方針決定の場における男女共同参画を推進します。	学校教育課	1	学校経営の方向性を決定する小中学校24人の管理職のうち、女性が７人（校長３人、教頭４人）と、女性割合の目標に達していない。
54	Ⅲ	5	①	男女の偏りのない児童会・生徒会役員の登用	性別による役員の割当てをせず、男女の偏りのない児童会・生徒会役員の登用に取り組みます。	学校教育課	3	市内小中学校の児童会役員・生徒会役員について、男女の偏りのない登用を実施している。
55	Ⅲ	6	①	防災分野における女性の積極的な参画推進	自主防災組織などにおいて女性の積極的な参画を働き掛けます。 避難場所、災害ボランティア活動の場等において、女性や障害のある人、子育て世代に配慮した運営等、男女共同参画の視点が反映されるよう努めます。 防災会議委員への女性の登用を推進します。	防災環境課	2	自治会における自主防災組織において、女性役員がほとんどいないため女性視点の意見が反映されにくい状況である。区長等を通じて自治会が実施する自主防災訓練への女性の参加を促している。 防災会議委員の推薦を依頼する際は、引き続き男女共同参画社会の主旨・視点を含めた推薦をしていただくよう働きかけを行い、必要に応じ女性の視点を反映できるような委員構成にも配慮しながら、女性委員の登用を推進する（女性委員４人、女性委員割合12.1%）。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R7所管課評価	令和７年度　取　組　内　容 （事業名、時期、内容、成果など）
56	Ⅲ	6	①	防犯分野における女性の積極的な参画推進	犯罪や事故が発生しにくいまちづくりに向け、補導委員や見守り隊（ハーティネス・メンバー）への女性の参画拡大を図ります。	青少年センター	2	西脇市青少年補導委員会 補導委員の任期が令和6～7年度となっており、女性委員の割合は４割を切った状態となっている（令和5年度22%　令和6年度34.3%、令和7年度32.8%（委員の途中交代のため））。 次期補導委員（任期：令和8～9年度）は男性39名、女性25名（女性委員の割合39.1%）となっている。 補導委員就任を依頼する際、各地区の区長会等に出向き説明を行っており、区長会長や区長からは一定の理解を得ているものの女性委員の選出に苦慮されている。
57	Ⅲ	7	①	庁内における管理職への女性の登用と職域の拡大等	政策決定過程において女性の意見が反映されるよう、管理職への女性職員の登用や性別にこだわらない人員配置、採用等を行います。	総務課	3	人事管理事業として、職員の構成比を目標に女性管理職の登用を図った。 2025（令和７）年４月１日　女性管理職　29.3% 新規採用職員女性多数
58	Ⅲ	7	①	ワーク・ライフ・バランスに向けた取組の推進	職員の育児・介護休業等の取得促進に努めます。 ノー残業デーを設け、所属長自らが退庁を促すなど、管理監督職が率先して時間外勤務削減を図ります。 子育てに関する制度等を周知し、子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりを進めます。	総務課	3	人事管理事業として、、子育てに関する制度について職員向けに庁内ＬＡＮで周知し、毎週水曜日に、ノー残業デーを設ける。 ○2025（令和７）年度中　育児休業取得率（行政職） ・男性　85.7%、女性　100% ・男性の配偶者出産休暇等取得率（行政職） ・配偶者出産休暇取得率　57.1% ・男性の育児参加休暇取得率　14.3%
59	Ⅲ	7	①	全ての審議会等への女性委員の登用（再掲）	審議会等への女性委員の積極的な登用を推進するとともに、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。 委員の選出規定や選出方法の見直しなどについて、審議会等の所管課に対する働き掛けを積極的に行い、全庁的な取組として、審議会等における女性委員の割合40%以上60%未満を目指します。	男女共同参画センター	4	【№39と同じ】 審議会等委員選任の際の伺書に合議。女性委員の割合目標40%を達成していない担当課に対して、取組状況について聞き取り調査をし、達成に向けた支援を行っている。 【法律・条例に基づく委員会等での女性登用状況】令和８年４月１日現在 ○法律に基づくもの（組織数６）　30%以上達成：４／６（66.7%）　40%以上達成：４／６（66.7%） ○条例等に基づくもの（組織数36）　30%以上達成：31／36（86.1%）　40%以上達成：28／36（77.8%） ●全体での女性委員の登用率　38.2% 【法律・条例に基づく委員会等での女性登用状況】令和７年４月１日現在 ○法律に基づくもの（組織数６）　30%以上達成：４／６（66.7%）　40%以上達成：３／６（50.0%） ○条例等に基づくもの（組織数36）　30%以上達成：29／36（80.6%）　40%以上達成：26／36（72.2%） ●全体での女性委員の登用率　35.9%

★基本目標Ⅳ　配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R7所管課評価	令和７年度　取　組　内　容 （事業名、時期、内容、成果など）
60	Ⅳ	1	①	暴力根絶への広報（再掲）	暴力は重大な人権侵害であることを周知するため、わかりやすく、読みやすい内容の資料の作成・配布、学習機会の提供を行います。	男女共同参画センター	3	【№12と同じ】 ＤＶに関するパンフレットやカードを各所に配架（カードはトイレの個室に配架） 女性に対する暴力をなくす運動期間（毎年11月12日～25日）では、映画上映会及びパープルリボンツリー等で啓発を行った。 デートＤＶ防止出張授業（１高校）、アンガーマネージメント授業（１小学校）を実施し、デートＤＶ未然防止や怒りのコントロールについての学習機会の提供を行った。
						はぴいくサポートセンター	3	国のチラシや市のホームページ等を通じて、暴力が人権侵害であることや相談窓口等について、わかりやすく周知を行った。
						人権教育課	3	・いじめ、ＳＮＳ上での人権侵害、ハラスメント等について、啓発ＤＶＤを活用した研修会・学習会を行った。
						学校教育課	3	・年度当初に、暴力行為等の問題行動に対する学校の対応について保護者宛文書を作成し、各家庭へ周知した。 ・生徒指導提要に則り、暴力行為等の未然防止の取組を行った。
61	Ⅳ	1	①	暴力根絶に向けた予防学習の取組（再掲）	新型コロナウイルス感染症拡大に伴うＤＶや性暴力の増加・深刻化の懸念も踏まえ、学校や企業等を対象としたＤＶ防止に向けた取組や教育の充実を図ります。	男女共同参画センター	2	【№13と同じ】 デートＤＶ防止出張授業（１高校）、アンガーマネージメント授業（１小学校）を実施し、デートＤＶ未然防止や怒りのコントロールについての学習機会の提供を行った。各学校や企業に対して、関係課等と連携し、情報・資料の提供に努める。
						学校教育課	3	学習指導要領等に則り、文科省及び県教委からの通知を踏まえたうえで、関連する教科等で指導した。
62	Ⅳ	1	②	ＤＶ防止の理解を深めるための啓発と教育	ＤＶに関する理解を深め、防止を図るための啓発と教育を行います。	男女共同参画センター	3	市内高校生を対象にデートＤＶ防止出張授業を実施（１校）、小学生を対象にアンガーマネージメント授業（１校）を実施。 また、市民活動グループと一緒にＤＶ防止啓発動画を作成し、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の映画上映会時に放映した。
						学校教育課	3	学習指導要領等に則り、文科省及び県教委からの通知を踏まえたうえで、関連する教科等で指導した。
						人権教育課	2	・人権啓発ＤＶＤ一覧をホームページに掲載し、周知を図った。 ・児童生徒を性犯罪・性暴力の当事者にしないためのカリキュラム「生命（いのち）の安全教育」（文部科学省）の積極的な活用について働きかける。
63	Ⅳ	1	②	デートＤＶに関する啓発	児童生徒に対して、デートＤＶに関する理解を深めるため、学校への出前講座など学習機会を提供しながら啓発を行います。	男女共同参画センター	3	市内高校生を対象にデートＤＶ防止出張授業を実施（１校）、小学生を対象にアンガーマネージメント授業（１校）を実施
						人権教育課	1	・児童生徒を性犯罪・性暴力の当事者にしないためのカリキュラム「生命（いのち）の安全教育」（文部科学省）の積極的な活用について働きかける。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R7所管課評価	令和７年度　取　組　内　容 （事業名、時期、内容、成果など）
64	Ⅳ	1	②	ＤＶに関する市民の意識・実態調査の実施	ＤＶに関する市民の意識と実態を把握する調査を定期的に実施します。	はぴいくサポートセンター	3	来年度の計画改定時期に向けてアンケート調査を実施した。
						男女共同参画センター	3	来年度の第４次西脇市男女共同参画基本プラン策定に伴う、市民意識調査を実施 （デートＤＶ防止出張授業を受講した生徒・先生には、アンケートを実施している。）
65	Ⅳ	1	②	ＤＶに関する資料の収集と提供	男女共同参画センターにおいて、ＤＶに関する各種資料を収集し、市民向けの学習教材として提供を図ります。	男女共同参画センター	2	ＤＶに関するパンフレットやカードを各所や個室トイレに配架。11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間では、暴力防止のポスターを掲示
66	Ⅳ	2	①	市の各種窓口におけるＤＶ被害の気付きと相談支援窓口への連係	市の各種窓口において、ＤＶ被害者と思われる方への気付きと相談支援窓口へ連係していくための支援を行います。	はぴいくサポートセンター	3	戸籍住民課でのＤＶ等支援措置において、ＤＶの実態やＤＶの危険性が疑われる家庭を把握した場合、ＤＶ相談窓口である本課と連携し、被害者に配慮しながら迅速な対応を行った。 建築住宅課市営住宅担当より、市営住宅申し込みの際にＤＶの情報を聞き取った場合は、相談支援へのつなぎや連携を図れるよう連絡をもらっている。
						関係各課	2	【男女共同参画センター】 男女共同参画センターで実施している「女性のなんでも相談」において、ＤＶに関する相談があった場合、担当課につないでいる。 ＤＶ防止に関するチラシやカードをトイレ等に配架
67	Ⅳ	2	②	関係機関との連携による早期発見に向けた仕組みづくり	関係機関と連携し、ネットワークを確立することにより、ＤＶ被害の早期発見に努めます。	はぴいくサポートセンター	3	警察等で相談のあった被害者について、連携しながら必要な支援を行った。
68	Ⅳ	2	②	ＤＶ相談窓口の周知	ＤＶ被害者や市民に対し広報紙や市ホームページ等で相談窓口の周知を図ります。	はぴいくサポートセンター	3	国のチラシやアンケート調査、市の広報紙・ホームページ等を通じて、相談窓口についての周知を図った。
69	Ⅳ	2	②	相談支援体制の充実	ＤＶ被害者が相談しやすい窓口にするなど、相談窓口体制の充実を図ります。	はぴいくサポートセンター	3	母子・父子自立支援員を２人配置し、常時対応できるよう努めるとともに、専用の相談室を設け、安心して相談できる体制づくりに努めた。 また、令和６年６月には困難な問題を抱える女性のための相談窓口を設置し、女性相談員による相談が受けることができる体制を整えた。
70	Ⅳ	2	②	関係する相談機関との連携の強化	ＤＶに関係する相談機関との連携を強化するとともに、必要に応じてＤＶ被害者支援ケース会議を開催して対応します。	はぴいくサポートセンター	3	関係機関（警察等）との連携を強化し、必要に応じてケース会議等を開催することにより、適切な支援を実施した。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R7所管課評価	令和７年度　取　組　内　容 （事業名、時期、内容、成果など）
71	Ⅳ	2	②	相談窓口職員及び関係職員の資質の向上	相談窓口職員及び関係職員の資質の向上のための研修機会の充実を図ります。	はぴいくサポートセンター	3	母子・父子自立支援員及び関係職員が研修等に参加し、ＤＶに関する正しい知識と理解を得ることにより、被害者に対して適切な支援を行った。
72	Ⅳ	3	①	ＤＶ被害者の安全確保	一時保護支援の組織体制を充実し、警察や県立女性家庭センターと連携を図り、迅速な対応を行い、ＤＶ被害者の安全を確保します。 一時保護中のＤＶ被害者と同伴する子どもの支援を強化します。 一時保護施設等への同行支援を図ります。	はぴいくサポートセンター	3	被害者が、安全かつ安心に一時保護等手続きができるよう、関係機関と連携しながら、警察や県女性家庭センター、一時保護施設等に同行支援する。同時に、被害者と同伴する子どもの心理等に対する支援も行う。
73	Ⅳ	3	②	被害者の自立に向けた情報提供と相談支援	ＤＶ被害者の自立に向けた各種情報の提供と相談支援の充実を図ります。	はぴいくサポートセンター	3	ひとり親家庭相談事業として、被害者の離婚等についての相談や就労を含む生活全般の相談対応を実施するなど、自立を目指した支援を行った。
74	Ⅳ	3	②	ＤＶ被害者のこころのケア	ＤＶ被害者が受けた精神的なダメージを緩和するため、心理的なケアを行います。	はぴいくサポートセンター	3	被害者が精神的なダメージを受けている場合、こころのケアに関する相談等適切な相談事業へつなぎ、心理的なケアを行った。
						健幸都市推進課	3	月１回、こころの相談を実施し、臨床心理士がＤＶ被害者個々の相談に対応している。
75	Ⅳ	3	②	子どもの保護のための体制整備	関係機関との連携によりＤＶ被害者の子どもの保護のための体制を整備します。	はぴいくサポートセンター	3	子どもの面前で保護者がＤＶ被害を受けることで心理的虐待を受けた子どもについて、関係機関と連携し、安全確保等適切な措置（一時保護）を行った。同時に心理的なケアを行った。
76	Ⅳ	3	②	ＤＶ被害者の市営住宅入居要件の緩和等による自立支援	ＤＶ被害者の住まいの確保のため、被害者に配慮した市営住宅入居要件の緩和等を行うことにより、自立支援を行います。	建築住宅課	3	西脇市営住宅条例第７条第１項クにより入居要件の緩和を行っているが、この要件緩和による入居実績はない。
77	Ⅳ	3	②	配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討	配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討を行います。	はぴいくサポートセンター	3	令和６年８月から当市に配偶者暴力相談支援センターを設置し、対応している。 引続き、周知に努めながら警察や県及び他市の配偶者暴力支援センター等、関係機関と連携し対応していく。